

取締の実効性を確保するため、
平成29年11月9日(木)12時解禁をお願いします。



大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

平成29年11月6日

首都圏大規模同時合同取締の現場を3箇所公開します。

～「道路3法※同時合同取締」の実現で違反を抑制！～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、老朽化した道路構造物に更なる劣化を与える重量違反車両への対策強化のため、首都圏に流入、通過する違反車両の一斉取締を、全18箇所で行います。

なお、今回新たに「埼玉県」及び「関東運輸局(東京運輸支局)」が参画し、従来の道路法、道路交通法に加えて道路運送車両法に基づく取締も同時に実施します。

この取組みが広く周知され浸透することで、違反の抑止に繋がることを期待しております。つきましては、下記の現場を公開しますので、ご案内いたします。

記

- 取材日時:平成29年11月9日(木)10:00～11:00
- 取材場所:①大井本線料金所(首都高速湾岸線)
②横浜町田IC(東名高速道路)
③辰巳車両取締基地(国道357号)
- 集合場所:別添案内図のとおり
- スケジュール: 受付・集合 詳細はP2参照

取材開始	10:00
取材終了(解散)	11:00

※荒天の場合は取締を中止します。実施の判断は当日11月9日(木)8:30に行います。

※参加ご希望の方は、別添1:取材参加申込書にご記入の上、11月8日(水)正午までにご連絡下さい。

※道路3法同時取締とは、本取組み全体を総称するもので、この取締は一部の箇所で行われるものです。

取材場所①



取材場所②



取材場所③



発表記者クラブ

国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ

お問い合わせ先

◎ 国土交通省関東地方整備局 道路部 交通対策課	TEL 048-600-1346
◎ 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報課	TEL 03-3539-9257
◎ 中日本高速道路株式会社 東京支社 広報・CSチーム	TEL 03-5776-5257

首都圏大規模同時合同取締現場取材 参加申込書

◎開催日時：平成29年11月9日(木)10:00～11:00

◎公開場所等：

箇所 NO	公開取締現場名	集合場所	備考
①	首都高速湾岸線(東行き) 大井本線料金所	■首都高速道路(株) 本社7階 エレベータホール 〔住所：東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル〕 〔最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(徒歩1分程度)〕	別添 案内図1
②	東名高速道路 横浜町田 IC 入口	■中日本高速道路(株) 横浜保全・サービスセンター 〔住所：神奈川県横浜市緑区長津田町5509〕 〔最寄駅：東急田園都市線 南町田駅(徒歩20分程度)〕	別添 案内図2
③	国道 357 号(海側：西行き) 辰巳車両取締基地	■国道 357 号 辰巳車両取締基地 〔住所：東京都江東区辰巳3-1〕 〔最寄駅：東京メトロ有楽町線 辰巳駅(徒歩2分程度)〕	別添 案内図3

◎受付(集合)時間： 箇所 NO① 9:00～9:15

箇所 NO②、③ 9:30

◎取材内容：道路法に基づく違反取締、道路運送車両法に基づく違反取締

◎注意事項：本線車道上での撮影はご遠慮下さい。
現場係員の指示に従うようご協力下さい。

■取材現場名(箇所 NO をご記入下さい)	
■報道機関名	
■ご参加頂く方の氏名(代表者)	
■ご参加人数(代表者の方を含む)	人
■ご連絡先(代表者)	携帯電話
	電話番号

返信先 FAX 番号：048-600-1388

(国土交通省関東地方整備局道路部交通対策課 長島、根反行)

〔恐れ入りますが、11月8日(水)正午までに本 FAX にてお知らせ下さい〕

①集合場所案内図(首都高速道路株式会社)



車でのご来場はご遠慮下さい。

※集合場所(本社7階エレベータホール)～取締役現場間は、首都高速道路(株)の車両で移動となります。

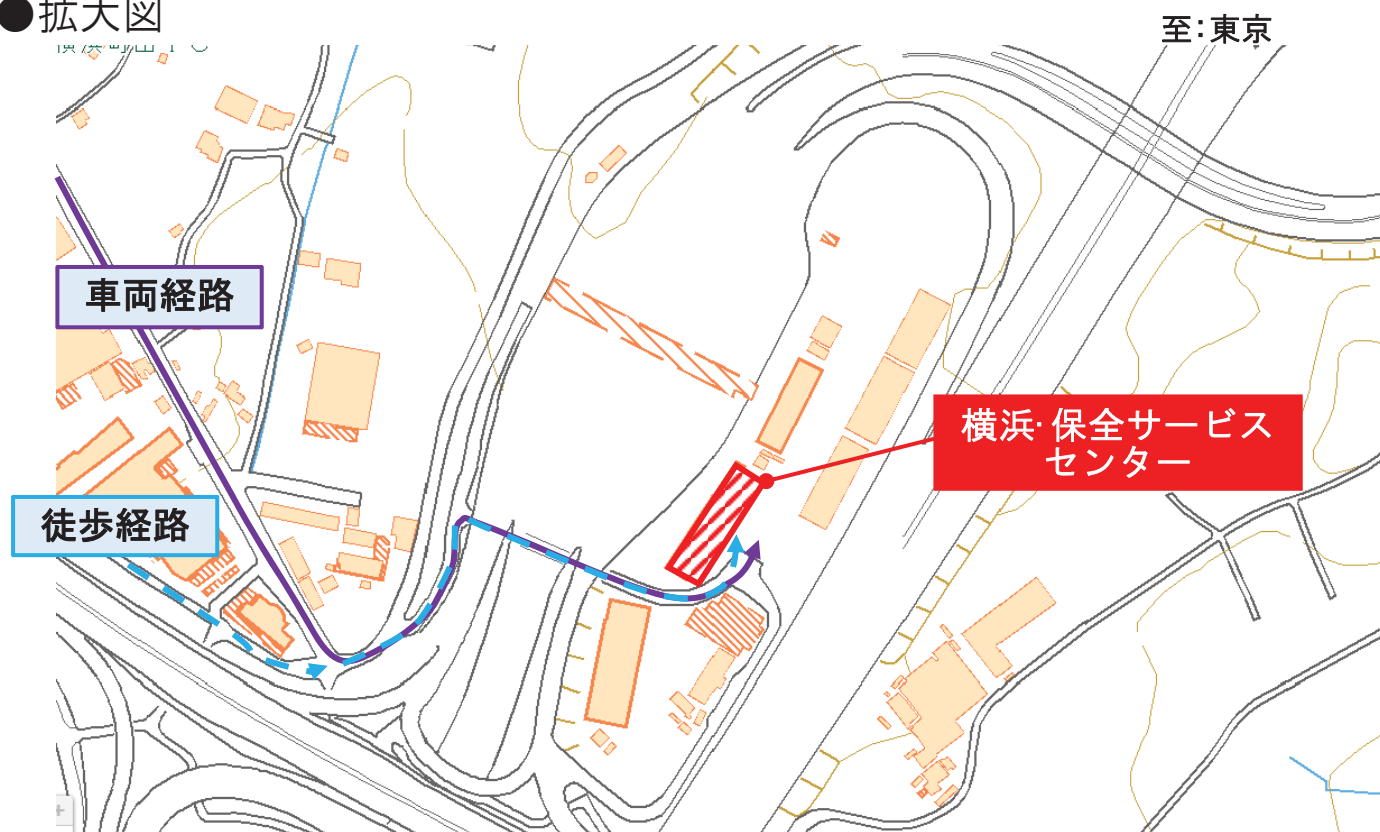
②集合場所案内図(中日本高速道路(株)横浜保全・サービスセンター)

●周辺図

出典:国土地理院地図



●拡大図



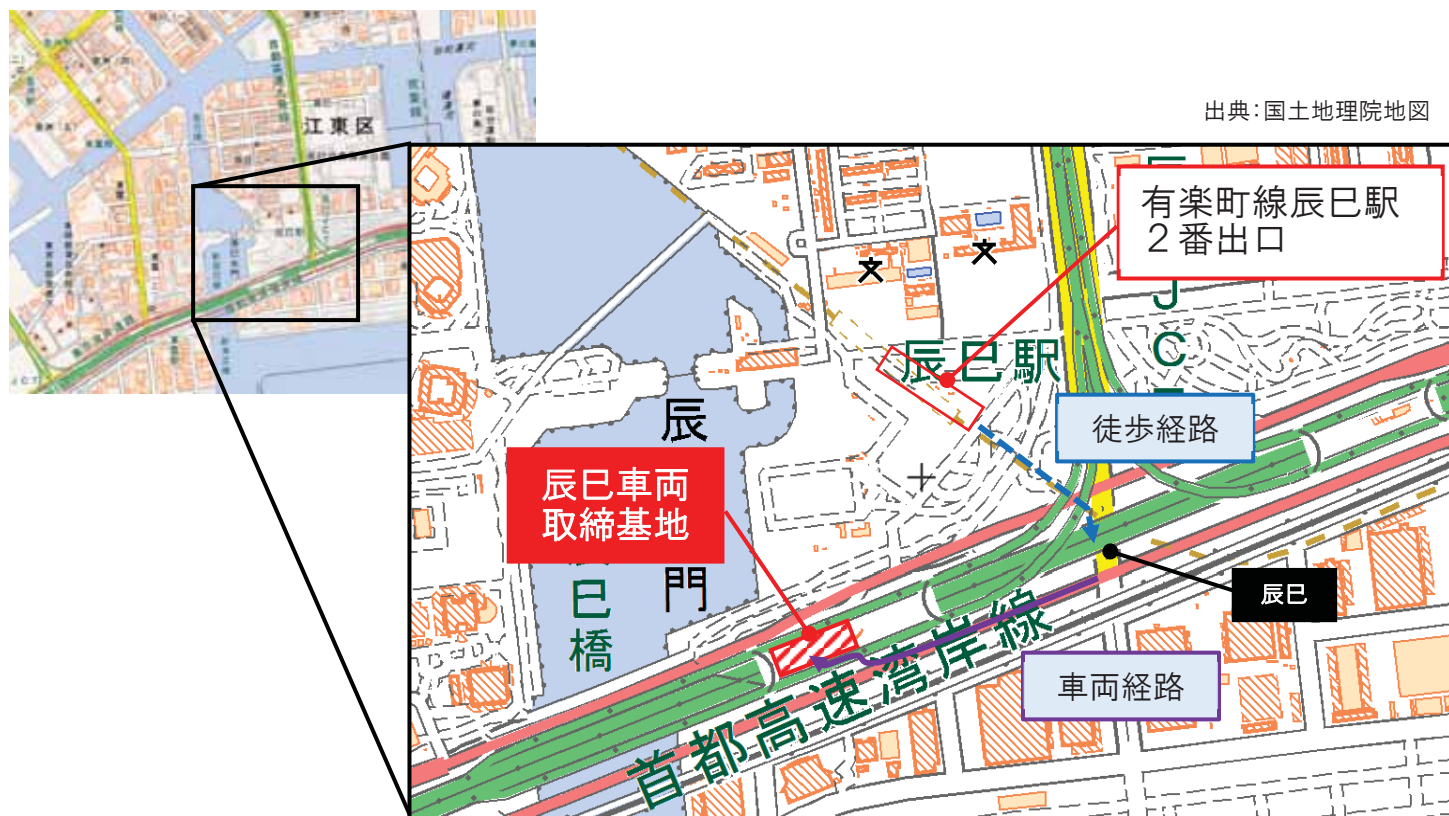
直接、現地(横浜保全・サービスセンター)にお越し下さい。

※公共交通機関の場合は、東急田園都市線「南町田駅」が最寄駅となります。

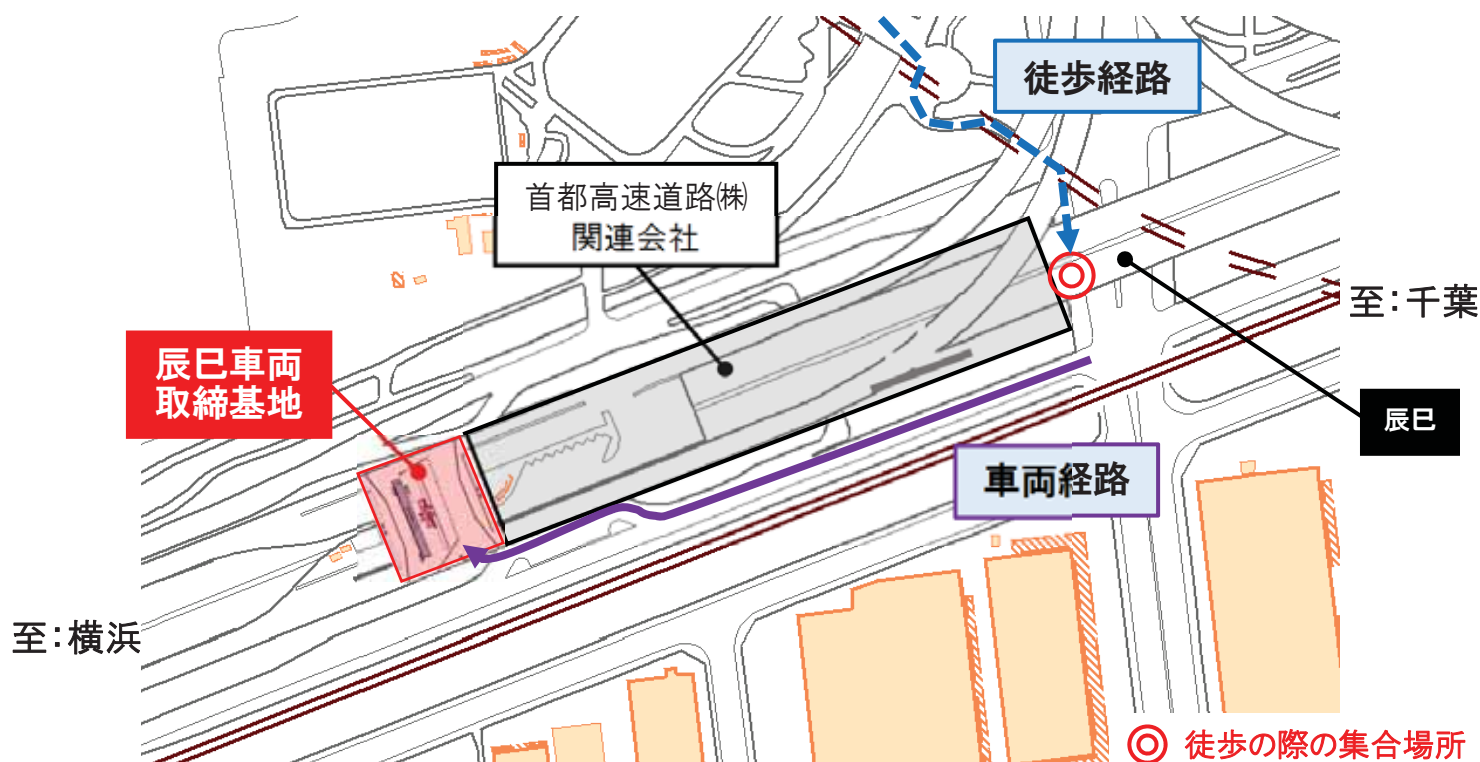
※車両の場合は、現地誘導員の案内に従って下さい。

③集合場所案内図(辰巳車両取締基地)

●周辺図



●拡大図



直接、現地(辰巳車両取締基地)にお越し下さい。

※徒歩の場合、辰巳交差点より先は国土交通省職員がご案内しますので、お声掛け下さい。

※車両の場合は、現地誘導員の案内に従い、直接現地(辰巳車両取締基地)にお越し下さい。

首都圏大規模同時合同取締実施箇所図（公開現場）

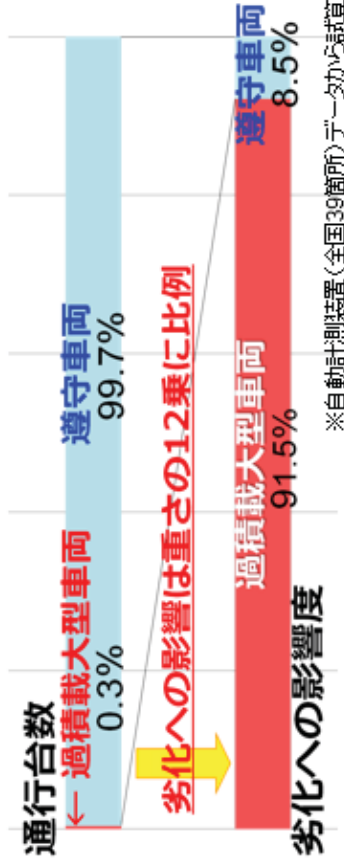


※その他15箇所については、取締の実効性を確保するため、当日公開現場にてお知らせいたします。

- 過積載等の違反者に対しては、動的荷重計測装置(Weigh-in-motion)による自動取締りを強化
- 取締り時の違反者への荷主情報の聴取等、荷主にも責任とコスト等を適切に分担

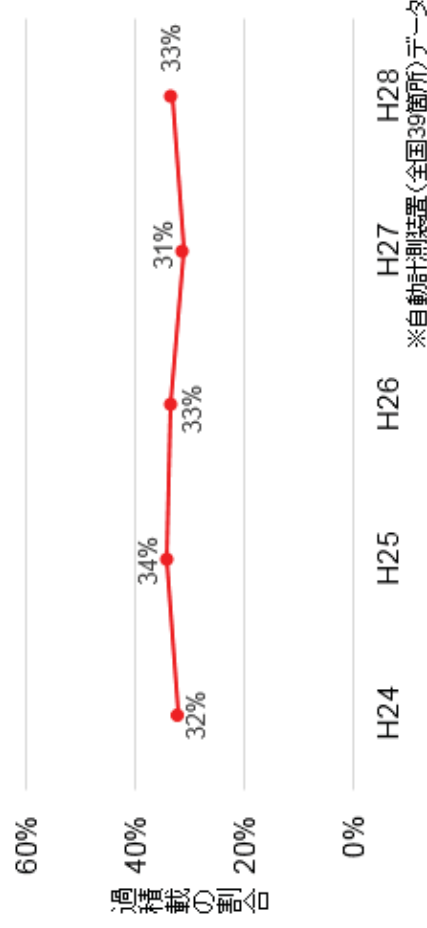
過積載車両が道路橋に与える影響

0.3%の過積載車両が道路橋の劣化に与える影響度は、全交通の約9割を占める。



特殊車両における過積載の割合

特殊車両の約3割が過積載車両



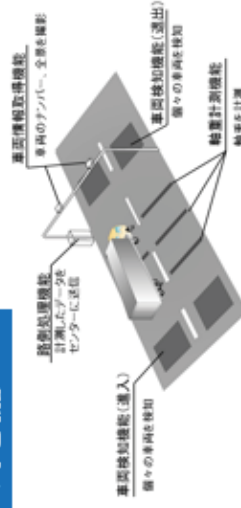
悪質な重量制限違反者への即時告発の実施

重量が基準の2倍以上の悪質な違反者を即時告発する制度を平成27年2月より導入。高速道路においてこれまでに31件を告発(うち、起訴(略式請求含む)8件)。



動的荷重計測装置(WIM)の配備

WIMによる自動取締りについて、真に実効性を上げる取組を強化するため、WIMの配備を増強。



(直轄国道41箇所、高速道路約122箇所平成28年3月末現在))

荷主にも責任等を適切に分担

荷主にも過積載の責任を課すため、今後、取締り時の荷主情報の聴取及び荷主への勧告を強化するとともに、新たに特車許可申請に荷主情報を記載する方式を導入。【全日本トラック協会へのアンケート結果】

